

第7章 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、「第6章 調査、予測及び評価」に示した環境保全措置を講じ、本事業の実施による環境影響について、できる限り回避又は低減することで、公害防止及び自然環境の保全に配慮する。

なお、環境保全措置については、実施主体を事業者である当組合とし、原則として保全措置の効果の不確実性等が小さいと考えられる類似事業での実施事例等のある環境保全措置を対象に検討した。

本事業に係る工事中及び供用時に実施する環境保全措置は、表 7-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 7-1(1) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
大気質 (粉じん等)	工事の実施	建設機械の稼働	低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	工事現場内では、必要に応じて粉じん等防止用のシートを使用するなど、粉じん等の発生防止に努める。
			低減	工事現場内では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
			低減	建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	低減	工事現場出入口付近では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
			低減	工事用車両の出入口付近の清掃に努めるほか、必要に応じてタイヤ洗浄を実施する。
			低減	積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
			低減	工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
大気質 (二酸化窒素等)	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
			低減	ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷により安定した処理を維持することで、煙突からの排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。
			低減	ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
			低減	塩化水素及び硫酸酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。
			低減	窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、脱硝装置により除去する。
			低減	ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行之、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。
			低減	今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	灰等の残さは、飛散しないよう屋根及び壁を設けた建屋内に保管し、天蓋付きの車両により搬出する。
			低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(2) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
騒音	工事の実施	建設機械の稼働	低減	建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	低減	積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
			低減	工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	設備機器は、可能な限り低騒音型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
			低減	必要に応じて建屋内での吸音材の使用等、防音対策を行う。
			低減	プラットホームの出入口には開閉式の自動シャッターを設け、車両の通行時以外は原則として閉鎖状態を保つことで、建屋内部の騒音の漏洩を最小限に抑える。
			低減	タービン発電機、空気圧縮機等の騒音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
騒音（低周波音）	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(3) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
振動	工事の実施	建設機械の稼働	低減	建設機械は、可能な限り低振動型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う振動を抑制する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	低減	積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
			低減	工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	設備機器は、可能な限り低振動型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	タービン発電機、空気圧縮機等の振動が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(4) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（煙突排ガス）	低減	法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。
			低減	高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解により除去する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
		施設の稼働（施設からの漏洩）	低減	法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。
			低減	廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
			低減	廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
			低減	ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
			低減	ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
			低減	プラットホームを適宜洗浄する。
			低減	廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。
			低減	休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
水質	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
			低減	降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わない。
			低減	雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する。
			低減	仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。
			低減	雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置などの対策を行う。
日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	建築物を可能な限り小さくすることにより、対象事業実施区域外に及ぶ日影の範囲を小さくする。
			低減	敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
			低減	北側に向かって高さを抑えた勾配の屋根にする等、建築物の形状を工夫することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
電波障害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
			低減	本事業に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、実態を確認のうえ、適切な改善対策を講じる。
			低減	工事中及び供用時には問合せ窓口を設置し、電波障害に関する問合せが住民からあった場合には、実態を確認のうえ、迅速かつ適切な対応を行う。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(5) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
動物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働	低減	工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
			低減	濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
			低減	動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
			低減	夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
			低減	緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
			低減	敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
			低減	凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
			低減	既存水路の改修にあたっては、可能な限り改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
			低減	調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
			低減	緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
			低減	設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
			低減	在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。
植物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
			代償	改変区域内のエゾノキツネアザミの個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する河川景観保全地域等とするが、造成開始後、整備が完了するまでの間はプランター等への仮移植により保全するほか、種子の採集・保管を行う。なお、本種は雌雄異株であるため、雌雄とも保全するように、留意する。
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(6) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
生態系	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
			低減	濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
			低減	動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
			低減	夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
			低減	緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
			代償	事業による造成後、河川景観保全地域等において、現況植生の再生に努める。ヤナギ高木が混生する草地環境の再生のため、ヤナギ高木の種子の供給元と推察される雫石川のヤナギ高木群落より枝を採取し、挿し木等によりヤナギ高木の再生を促すほか、草本層の再生にあたっては取り置いた表土の整地により草本植生の再生を促す。
	土地又は工作物の存在及び供用の存在及び供用	事業の土地及び土地又は工作物の存在	低減	計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
			低減	敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
			低減	凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
			低減	既存水路の改修にあたっては、改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
			低減	調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
			低減	緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
			低減	設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
			低減	在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(7) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
景観	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」(令和8年3月 盛岡市)に準拠する。
			低減	施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
			低減	建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とし、河川景観に配慮を行う。
			低減	建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
			低減	外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」(令和8年3月 盛岡市)に準拠する。
			低減	施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
			低減	建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
			低減	建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
			低減	外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
			低減	煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
			低減	設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、必要に応じて防音対策、防振対策を実施する。
			低減	廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
			低減	廃棄物運搬車両等が出入するプラットフォームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外部に騒音、臭気等の漏洩を防止する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(8) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
廃棄物等 (建設工事に伴う副産物)	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるように、施工方法を工夫する。
			低減	建設発生土については、原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制する。
			低減	建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するように努め、可能な限り最終処分量を低減する。
			低減	可能な限り、再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
			低減	工使用資材は、再使用型コンクリート型枠材、再生砕石等の再使用型資材の活用に努める。
			低減	工事に伴って発生する廃棄物等については、関係法令等も踏まえて、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
			低減	業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。
廃棄物等 (廃棄物)	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。
			低減	焼却主灰は、セメント原料化、焼成砂化、熔融固化等により、資源化する。
			低減	熔融スラグは、路盤材等として有効利用する。
			低減	熔融メタルは、非金属精錬還元剤処理等により有効利用する。
温室効果ガス等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用した発電については、より高い発電効率となるよう努める。
			低減	施設の設備機器及び照明や空調設備は、省エネルギー型の採用に努める。
			低減	ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。
			低減	本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、余熱利用施設にて活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る。
			低減	施設内の照明は、LED 照明機器を採用する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

また、環境保全措置のうち、代償措置を行う環境保全措置の内容については、表 7-2(1)、(2)に示すとおり環境保全措置の検証を行った。

表 7-2(1) 本事業において実施する環境保全措置（代償措置）

環境要素		植物
実施主体		事業者
保全対象		エゾノキツネアザミ
環境保全措置	区分	代償
	実施方法	個体の移植等
	実施内容	改変区域内の個体の移植を行う。 移植先は対象事業実施区域内に設置する河川景観保全地域等とするが、造成開始後、整備が完了するまでの間はプランター等への仮移植により保全するほか、種子の採集・保管を行う。 なお、本種は雌雄異株であるため、雌雄とも保全するように、留意する。
	効果と判断根拠	生育環境が改変される前に保全対象の個体をプランター等に仮移植すること及び種子を採集・保管することにより種の維持・保全が見込まれると判断した。 また、河川景観保全地域等への本移植及び維持管理により、種の保全を図ることで、植物への影響を代償できると判断した。
	効果の不確実性	本移植先で生育が確保されるか、播種した種子から発芽するか、不確実性が残る。
環境保全措置後の環境状況の変化		河川景観保全地域等の整備後、植生が定着するまで維持管理を行う。植生の定着後は、維持管理として定期的な草刈りを行う。
他の環境への影響		河川景観保全地域等の整備は、現在の生育環境に類似した生育環境とすることから、他の環境への影響は極めて小さい。
回避・低減が困難な理由		施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため。
損なわれる又は創出される環境要素		植物（植物相）
損なわれる環境の位置及び内容		エゾノキツネアザミの生育が確認された、対象事業実施区域内のヤナギ高木が混生する草地環境が消失する。
創出される環境の位置及び内容		対象事業実施区域内南端に整備する河川景観保全地域等において、現在の生育環境に類似した生育環境を創出する。

表 7-2(2) 本事業において実施する環境保全措置（代償措置）

環境要素		生態系
実施主体		事業者
保全対象		ヤナギ高木群落、ホンドギツネ
環境保全措置	区分	代償
	実施方法	環境の創出
	実施内容	事業による造成後、河川景観保全地域等において、現況植生の再生に努める。ヤナギ高木が混生する草地環境の再生のため、ヤナギ高木の種子の供給元と推察される雫石川のヤナギ高木群落より枝を採取し、挿し木等によりヤナギ高木の再生を促すほか、草本層の再生にあたっては取り置いた表土の整地により草本植生の再生を促す。
	効果と判断根拠	消失する植生が再生されることにより、群落の保全、ホンドギツネの保全が見込まれると判断した。
	効果の不確実性	挿し木等を行うヤナギ高木が生育するか、表土から期待する草本が再生するか、不確実性が残る。
環境保全措置後の環境状況の変化		河川景観保全地域等の造成後、植生が定着するまで維持管理を行う。植生の定着後は、維持管理として定期的な草刈り等を行う。
他の環境への影響		造成後に現況の復旧を目指した整備を行うことから、他の環境への影響は極めて小さい。
回避・低減が困難な理由		施設の配置場所に成立する典型性の注目種であるヤナギ高木群落及び草本層、ホンドギツネの生息環境の改変が避けられないため。
損なわれる又は創出される環境要素		植生（ヤナギ高木群落及び草本層）、ホンドギツネの生息環境
損なわれる環境の位置及び内容		対象事業実施区域内で生育が確認されたヤナギ高木が混生する草地環境が消失する。
創出される環境の位置及び内容		対象事業実施区域内に整備する河川景観保全地域等において、現在の生育環境に類似した生育環境を創出し、生物の生息基盤として整備する。